

## 事務局から

**安**

倍内閣は、発足と同時に教育基本法「改正」を最重要課題と位置づけ、今国会での法案成立を目指す方針を打ち出しました。党首討論後には、直ち

に特別委員会での審議入りもありそうな情勢です。むさしの憲法市民フォーラムも、このような状況を受け、九月十一日の第一回総会で、教育基本法「改正」問題が当面の緊急課題であることを確認、焦点を絞っ

て行動していくこととなりました。十月八日には教育問題についての懇談会を開催し、現在、そこで出た意見も参考に、教育基本法についてのチラシを作成中です。さらに国会終盤の十二月

三日には、「日の丸・君が代」防訴訟」の原告である宮村博さんをお呼びして集会を開催いたします。チラシの配布や集会など、どうぞ皆様のお力をお寄せ下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

## REPORT 1



9月11日

むさしの憲法  
市民フォーラム  
第一回総会

### 教育基本法「改正」の問題点

九月十一日、むさしの憲法市民フォーラムの第一回総会が開かれました。

総会では、「憲法フォーラム」として、当面教育基本法「改正」問題を中心に行動していくことが提起され、確認されました。また、総会基調講演として「教育基本法『改正』を問うー愛国心・格差社会・憲法」と題した大内裕和氏（松山大学助教授）の講演が行われました。その内容を、簡単に報告いたします。

大内氏は、現行基本法との対照を行いながら、政府の「改正」案の狙いとして、次の五点を指摘しました。

- (一) 「個人の価値」の尊重から、国家にとって有用な人材の育成へ。
- (二) 主権者にとつての教育から、教育行政・政府にとつての教育へ。
- (三) 格差社会化を推進する理念・制度の実現へ。
- (四) 新自由主義・国家主義の全域化ー幼児教育から生涯学習まで、家庭から地域まで。
- (五) 平和憲法との切断、そして改憲へ。

これらの狙いを総合すると、ことはこの国のありようを根本から変えてしまうものであることがはっきりしてきました。

民主党案についても、政府案同様、教育基本法の基本理念を否定するものであることが指摘されました。

### 「構造改革」と「軍事大国化」

現在の政治情勢を眺めると、行政改革推進法案や医療制度改革法案などの小泉構造改革（新自由主義）路線、そして共謀罪や在日米軍再編強化にみられる軍事大国化（国家主義）路線が

講演においては、この二つの流れが合流したところに教育基本法「改正」と国民投票法があること、さらに、その延長線上には憲法改悪があることが語られ、注意が喚起されました。

今後の、私たちの運動のポイントとしても、この二つの流れを結びつけた反対運動に取り組んでいくこと、即ち、「格差社会」を是正し、「最低限度の生活」を保障する社会を求めていくと同時に、有事法制の発動や在日米軍の再編強化に反対していくことが重要であることが語られました。



高橋 茂

## REPORT 2



9月23日

菅直人衆議院議員  
への要請行動

九月二十三日、むさしの憲法市民フォーラムでは、衆議院議員菅直人氏の事務所を訪れ、教育基本法改正の問題について、以下のような申し入れを行いました。

「安倍新首相は、現在継続審議中となっている教育基本法改正案について、今臨時国会での成立を目指す考えと言われています。実際、安倍氏は、公約の第一に教育改革を掲げ、まず教育基本法改正を行う旨を繰り返して公言しています。

安倍氏の教育改革は、教育バウチャーに象徴されるように学校と教師を競争の中に追いやり、学校と子どもとの序列化を進め、弱者を切り捨てるものです。また、そのために進行する格差社会、国民の一体感の崩壊に対し、愛国心の強制を梃子とする国民の管理統制を

施すると思われず。この教育改革は、今の学校と子どもたちの困難さをさらに深め、歪んだものにする危険性があります。

教育は、かけがえのない子どもたちの未来に関わる問題です。今、国論が分裂する中、限られた人々の政治的思惑で基本法の改正という大改革を強行することは、未来に取り返しのない過ちを犯すことになりません。どんな教育の状況の下で、どんな改革が示されているのか、国民が正確に理解し、その判断が示されるまで、拙速な改正を行うべきでないと考えます。

民主党は、与党が今国会で教育基本法改正を行わないと約束しない限り、会期について合意しない方針とお聞きしました。私たちは、民主党がこのような姿勢を堅持され、安倍新内閣が軽々に教育基本法改正を強行できぬよう、力を尽くされることを心からお願いします」



勝又 保雄

## REPORT 3



10月8日

教育問題に関する  
懇談会

今、教育基本法の改正が行われようとしている中で、「実際に子どもたちの教育に悩んでいる大勢の人たちの心に届くような改正反対運動」を実現するためには、どんな問題意識を共有し、何を訴えていくべきなのか？

その糸口を探る試みとして、十月八日、教育問題の懇談会を実施しました。武蔵野で教育に関わっている中学校や高校の先生、塾講師、子どもの電話相談員、教育学の専門家、コミニティースクールに関わる人、その他、若いお父さんお母さんたちが、悩みや問題点を出し合いました。

話し合いの中では、子供を学校に通わせる親の実感として、「学校が学力競争の場となっている。親としてわが子を負け組にしたくないが、わが子さえよければ

ばとも思えない。公立の学校が大切だと思うのだが……」との声があげられました。また、「個性を重んじる教育の名の下に、都立高校が細分化し子どもの将来が中学生で決定してしまう現状がある」「親の年収と、子供の成績が比例するとの記事を目にし、驚いている。格差社会の広がり、教育の機会が不均衡になって来ているのでは」「今の教師は煩雑な仕事が多すぎて、子どもと向き合う時間的な余裕がない」など、学校が先生や子どもたちにとって息苦しい場となっている現実が確認されました。

また、「地方分権で、地域が子どもたちとの係わりを取り戻すことが大切。子どもには、親でも、先生でもない第三の大人の存在が必要。地域の大人たちが学校の運営に関わり、発言していくことが大事」との意見が出されました。

教育基本法が国の方針で変えられようとしている今だからこそ、「平等に教育を受ける」という子供たちの権利を、私たち大人が頑張って守っていかなくてはならないと感じました。



大島 登志子

緊急集会

# 教育基本法 **改正** を考える (仮題)

講師 **宮村 博** 氏

(日の丸・君が代予防訴訟原告)

12月3日 日 18時30分～

武蔵野公会堂 (第1・第2会議室)

教育基本法が改正されると、学校は、子供たちは、いったいどうなるのでしょうか？先日、東京地裁で画期的判決を迎えた「日の丸・君が代予防訴訟」の原告、宮村博さんのお話をうかがいながら、考えて行きたいと思います。

# 「改憲」にむけた作業は

## 憲法をどう進めようか



▼その昔、「文藝春秋」に掲載された「グループ一九八四」なる右翼系文筆家たち（香山健一ら）の「日本の自殺」という論文の冒頭に、ヴォルテールの有名な格言「私はあなたの意見に反対だが、あなたが意見を言う自由は命をかけて守る」が掲げてあった。

去る九月二十一日、東京地裁・難波孝一裁判長の「君が代・日の丸予防訴訟」判決を読んでそのことを思い出した。グループ一九八四のそれは、おためごかしのレトリックに過ぎなかったが、難波判決は、その後のマスコミ等による激しい攻撃を見るにつけ、まさに言葉どおりの決意を持ってなされたものと言える。

▼難波判決は言う、「生徒に日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとも

に、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長させるために、国旗、国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」「式典において、国旗を掲げ、国歌を斉唱することは有意義なものということができる」

しかし、「他方で、このような式典において、…国旗に向かって起立したくない教職員、国歌を斉唱したくない教職員：がいることもまた現実である」「このような場合において…懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させることは、いわば、少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する」

合に、これとは異なる世界観、主義、主張等を持つ者に対し、ある種の不快感を与えることがあるとしても、憲法は相反する世界観、主義、主張等を持つ者に対しても相互の理解を求めているのであつて（憲法十三条等）、このような不快感等により、原告ら教職員の基本的人権を制約することは相当とは思われない」

また、式典における国旗の掲揚場所、式典の議事次第、フロア方式の禁止など事細かく実施項目を定めて、校長に職務命令をさせ、反した者は懲戒することを周知させるなどした都教委の10・23通達については、「教育の自主性を侵害するうえ、教職員に對し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しく、教育の機会均等の確保と一定の水準

の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を逸脱しているとの謗りを免れない」「したがって、本件通達…は、教育基本法十條一項所定の不当な支配に該当するものとして、違法と解するのが相当である」と明快に断じたのである。

▼一九七二年十一月十四日、米國連邦裁判所は、ニューヨークの公立高校教師ラッソーが、毎朝教室で行われる星条旗に對する忠誠の誓いを拒否して免職された事件に對し、①「国旗敬礼のプログラムは正当である」、②「ラッソーは彼女のクラスを混乱させなかったし、生徒が誓いを唱えることも妨害していない」、③「我々（裁判官）はラッソーの考えを共有しない。しかし、憲法修正1條は我々の憲法の権利のうち最も重要なものと位置づけられているが故に、自分にとって不快なものであつても、保護を要求することを我々は認識しなければならぬ」、④「強制される愛國主義は、強制される忠誠が忠誠の反対物であるのと同じ時に、偽りの愛國主義である」とした。

▼この「思想・良心の自由とは少数者のそれであり、それを守ることが民主主義社会の生命なのだ」との基準に照らせば、難波判決の翌日に読売新聞が社説に載せた「少数者の思想・良心の自由を過大評価した」という見方の誤りは明白だろう。産経新聞社説は、「思想良心の自由は憲法で保障された大切な理念であるが、教育現場においては、教師は指導要領などに定められたルールを守らなければならない。そうでなければ、公教育は成り立たない」とした。ここで言う「公教育」とは、その時点の相対的多数者にすぎない政府の考えを、真理として子供達に刷り込むことである。教育基本法改正に向かう思想がアメリカの伝統的リベラリズムですらなく、全体主義のそれであることは明らかではないだろうか。

 高木一彦

私には介護を必要とする夫を抱えて働く職場の友人がいる。午前午後、それぞれのヘルパーさんから携帯に連絡が入る。その日ヘルパーさんから連絡を受けた後、彼女は私に告げた。恥ずかしいことだけどガスが止められてしまった、お金を貸してくれる？今払に行きたいから。

私は胸を衝かれる思いがした。彼女は正社員に準じた待遇であるが私は不利な働き方に甘んじる非正規労働者（パート）。グルメ、ブランド品に縁のないことは無論のこと、デパチカにさえ足を踏み入れることもない都営の住民。職場には富裕層の親しい友人もいる彼女だが借金は私にしか頼まない。生活の苦しさを共有するものとして私はそつと渡す。

新聞報道によれば生活保

### 貧者が愛国心を持つのは難しい国？

■ 武蔵野市緑町 在住

山田 加代子

護世帯は増え続け、医療費の未払いも増えている、我が家で夫が倒れたら彼女の家庭より悲惨な状況になるのがはつきり見える、そのことに私は胸を衝かれたのである。

自民党の偉い人は愛国心の評価は子どもの内面に踏み込むものではないが、伝統文化を学ぶ態度がどうのとノタマウ。

私は基本的にテレビを見ないが「新日曜美術館」だけは良く観る。そんな私にとって独立行政法人になっ

て経営努力する美術館が、努力すればするほどノルマが課せられるという新聞記事を読みひどく胸が痛む。（これって私の愛国心？）

春の国立近代美術館のゴッホ展、すごい人ゴミ！なぜゆつたり観られないの？ほんとにゴミのように係員に捌かれた：日本で文化を軽視してるとしか思えない。ゴッホは伝統文化じゃないって？

その伝統文化といえは世界に誇る歌舞伎・能が真先に思い浮かぶのだが、私は舞台芸術も好きなのにこれらのチケットの高さに手が届かない。恥ずかしいことに世界に誇る文化を身近にすることができないのだ。舞台をはるかに彼方に見る天井桟敷では現代の名優といわれる勘三郎の醍醐味も、市川家の「にらみ」も十分に堪能できない。少なくとも私の観劇経験からは生の臨場感の小劇場にありなのだ。

貧者が愛国心を持つのは難しい国？

市は活動伝言板

憲法を学ぶ会  
国民保護と住民生活  
～戦時の避難訓練は必要なのか～

**日時** 10月27日(金) 午後7時～  
**場所** 武蔵野公会堂 第1会議室  
**講師** 石崎学 氏  
**会費** 500円

憲法を学ぶ会

教育基本法の改悪をとめよう！  
11.12 全国集会

**日時** 11月12日(日) 午後1時～  
**場所** 日比谷野外音楽堂  
三田線「内幸町駅」徒歩2分  
千代田線「日比谷駅」徒歩3分  
**参加** 無料

教育基本法の改悪をとめよう！  
全国連絡会

**むさしの憲法市民フォーラム**

2006年10月23日 通信第9号  
発行  
むさしの憲法市民フォーラム事務局  
連絡先: 西村 0422-46-7614

**編集後記** 教育基本法をめぐる情勢が緊迫してきました。私たち憲法フォーラムも、この問題についてのチラシを作成し、その恐ろしさを広く市内に訴えていく予定です。印刷費等、どうしてもお金がかかるため、皆様からの通信費・カンパのご協力をお願いいたします。(郵便口座：00120-8-723768 伊藤徳子)